

お知らせ

申告書や申請書等には

個人番号の記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年1月からは、

申告書や申請書等に



個人番号の記載



提出する際に
本人確認書類の
提示又は写しの添付
が必要です

本人確認書類について



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号カードがあれば、1枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

なお、個人番号カードをお持ちでない方は、以下の番号確認書類と身元確認書類の提示又は写しの添付をお願いします。※ 本人確認の概要等は、裏面及び国税庁ホームページをご覧ください。

◆ 個人番号カードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人の個人番号(12桁)を確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(個人番号の記載があるものに限ります)
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

社会保障・税番号制度 《マイナンバー制度》



社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。

個人番号について

- 個人番号は、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント

税務関係書類（申告書・申請書など）に個人番号を記載してください

▶ 個人番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) 平成28年11月1日まで
法定調書※	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書 届出書	平成28年1月1日以降に提出する個人番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※ 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへの個人番号の記載は行わないこととされています。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、個人番号を記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認書類+身元確認書類）
- 2 通知カード（番号確認書類）+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）

個人番号カード



通知カード



※ 個人番号カードの写しで本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。